

議員提出議案第 12 号

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条及び狭山市議会会議規則第 14 条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 22 日

狭山市議会議長 中村正義様

提出者	狭山市議会議員	町田昌弘
賛成者	同	加賀谷 勉
	同	高橋ブラクソン久美子
	同	手島秀美
	同	大島政教
	同	猪股嘉直
	同	尾崎忠也
	同	中村正義

「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書

昨年2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、排出量も伸び続けている。一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない。

昨年7月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのために先進国は、2007年のバリ合意に沿って、今後率先して大幅削減を実現しなければならない。今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要である。

こうした気候変動問題に日本として責任をもって対応するために、政府は今年10日、2020年までの日本の温室効果ガス削減目標（中期目標）について、2005年比15%減（1990年比8%減）とする方針を表明した。今後は、排出削減目標達成のための法律を掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、キャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入のインセンティブとなるような固定価格買い取り制度などを実現すべきである。

よって、国におかれては、上記の内容を約束する法律の実現を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月22日

埼玉県狭山市議会

衆議院議長 河野 洋平 様
参議院議長 江田 五月 様
内閣総理大臣 麻生 太郎 様
外務大臣 中曽根 弘文 様
経済産業大臣 二階 俊博 様
国土交通大臣 金子 一義 様
環境大臣 斉藤 鉄夫 様